

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている事業・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「事業」という）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

事業者

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町50番地 (かwana病院 電話(052)759-5539 FAX(052)-759-5537)
法人設立年月日	1955年12月16日

事業所の所在地等

事業所の名称	かwana病院
事業所種類	医師による居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導 管理栄養士による居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導
事業者指定	介護保険2370701087
通常サービス 提供地域	名古屋市全域
事業の目的	医療法人生寿会が開設するかwana病院（以下「事業所」という）が事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師又は管理栄養士（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
事業所 所在地	かwana病院 愛知県名古屋市昭和区山花町50番地
管理者	石田 治
営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

サービスの内容

通院が困難な利用者に対して、従業者が、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図ります。

従事者の勤務体制

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

- (2) 従業者

従業者は次のとおりとし、サービスの提供に当たります。

- ア 医師 1名以上
イ 管理栄養士 1名以上

利用料金

事業を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし、支払いの同意を文書で得ます。

緊急時の対応

- (1) 事業者は、事業所における居宅療養管理指導の対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- (2) 利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に対し、緊急連絡します。

事故発生時の対応

事業者は、事業提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施しています。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を選定します。

身体的拘束等の適正化のための措置について

事業所は、身体拘束の適正化のため、以下を規定します。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

相談・苦情の窓口

当事業所のサービスについての相談や苦情がある場合は、当事業所へご連絡ください。担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます

相 談 窓 口	かなな病院 在宅ケアセンター
窓 口 担 当 者	事務長 桂川 成治
受 付 時 間	受付時間 8:30～17:30（土日祝は休み）
連 絡 先	電話番号 (052) 759-5535、FAX (052) 759-5537

また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	電話番号 (052) 959-3087 受付時間 8:45～17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 052-971-4165 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③この秘密保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報保護	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

個人情報の使用について

使用目的	<p>① 事業の提供にあたり、担当事業者と地域包括支援センター及び(居宅介護予防)居宅介護支援事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するため。</p> <p>②サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用にかかわる管理運営のため。</p> <p>② 医療機関、介護保険施設、介護支援専門員、介護保険事業所、自治体(保険者)、その他関係者との連携・連絡のため。</p>
個人情報の内容	<p>① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等で、利用者や家族等に関する個人情報。</p> <p>② 上記①以外の利用者や利用者家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別される、または識別されうる情報。</p>
使用する期間	<p>契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで。</p>
使用する条件	<p>① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外には漏れることのないように細心の注意を払う。</p> <p>②個人情報を使用した会議・出席者・個人情報利用の内容等について記録する。</p>

* 情報収集手段として写真および動画撮影をさせていただくことがあります。

サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に当たって、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及びの有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

介護保険 利用料金一覧

1 回当たりの単位数および利用者負担額

医師が行う場合

1 単位：10.00 円

サービス内容（月 2 回まで）		単位数	利用者負担額（円）		
			1 割	2 割	3 割
(1) 居宅療養管理指導費 I 介護予防居宅療養管理指導 I （(2) 以外）	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	515	515	1,030	1,545
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	487	487	974	1,461
	単一建物居住者 10 人以上に対して行う場合	446	446	892	1,338
(2) 居宅療養管理指導費 II 介護予防居宅療養管理指導 II 在宅時医学総合管理料又は 特定施設入居時等医学総合 管理料を算定する場合	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	299	299	598	897
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	287	287	574	861
	単一建物居住者 10 人以上に対して行う場合	260	260	520	780

管理栄養士が行う場合

1 単位：10.00 円

サービス内容 （月 2 回まで ※医師の特別な指示がある場合を除く）		単位数	利用者負担額（円）		
			1 割	2 割	3 割
居宅療養管理指導費 I 介護予防居宅療養管理指導 I	単一建物居住者 1 人に対して行う場合	545	545	1,090	1,635
	単一建物居住者 2～9 人に対して行う場合	487	487	974	1,461
	単一建物居住者 10 人以上に対して行う場合	444	444	888	1,332

※特別な指示がある場合：指示日から 30 日間に限り、月 2 回を超えて 2 回まで行うことができる

2024 年 6 月 1 日改定